

② **生活介護**（利用定員30名のサービス費）基本的なサービス利用料金

利用者の障害支援区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
サービス利用料金（1日あたり）	11,470円	8,530円	5,850円	5,240円	4,760円

加算項目	全障害支援区分 共通
食事提供体制加算（1日あたり・生活介護のみの方） ※収入が一定額以下の方に対して、食事を提供した場合	300円
人員配置体制加算（Ⅱ）（1日あたり） ※手厚い人員配置体制をとっている場合（直接処遇職員配置基準常勤換算2：1）	1,360円
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（1日あたり） ※常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者を35%以上雇用している場合	150円
常勤看護職員等配置加算（Ⅰ） ※看護職員を常勤換算で1人以上配置している場合	190円
初期加算（1日あたり） ※利用開始日から起算して30日以内の期間について算定	300円
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月あたりの報酬全体に対する割合を算定する） ※福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られている場合	8.6%
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月あたりの報酬全体に対する割合を算定する）	2.1%
令和3年4月1日サービス分から令和3年9月30日サービス分まで新型コロナウイルス対策として基本報酬に0.1%上乘せ	—

❖表1に該当する方は、上記サービス①～②の利用者負担額が軽減されます。（市町村が発行する「障害福祉サービス受給者証」に記載された利用者負担上限月額が1か月あたりの負担の上限額になります。利用者負担上限月額が0円になっている方は、介護給付費対象サービスに係る自己負担は0円になります。）

(2) 介護給付費対象外サービス利用料金（以下のサービスについては、実費等の料金を負担していただきます。）

サービスの種類	金額
食事の提供①（施設入所支援ご利用の方 1日あたり）	1,450円
食事の提供②（生活介護のみの利用の方、1食あたり）	500円
食事の提供③（生活介護のみの利用の方で食事提供体制加算該当の方）	300円
おやつ代（週4回 月、火、木、土の15時に提供されるもの 1回）	66円
水道光熱費（施設入所支援利用者のみ、1日あたり）	325円
特別な食事	実費
日用生活品等購入費（個別的で共有できないもの）	実費
金銭管理費（施設入所支援ご利用の方、1月あたり）	1,000円
創作活動に係る材料代や行事・外出等に係る費用	実費
送迎サービス（当施設に通所し、生活介護を利用される場合の入退所の送迎）	送迎は行わないものとします。
その他6の（3）に記載したサービス提供に係る費用	実費

食事の提供に係る費用に関して、利用の変更や急なキャンセル等があった場合は、次のように定めます。

施設入所支援

入院、外泊等で食事が不要の場合、前日 15 時まで申し出ていただければ、3 食とも食べない場合の利用負担は求めません。当日の急なキャンセルは、ご負担いただくことがあります。

生活介護（外部から通所される方）

利用予定日の前日 10 時まで食事変更の申し出をいただければ、食べない場合の利用負担は求めません。当日の急なキャンセルは、ご負担いただくことがあります。

- ❖ 厚生労働大臣が定める基準により算定された額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、負担額を変更することがあります。
- ❖ その他社会情勢や著しい物価の変動等があった場合は、料金を変更することがあります。

❖ 表 1

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯（注 1）	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円(注 2)未満) ※入所施設利用者(20 歳以上)の利用者を除きます。	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円

(注1) 3人世帯で障害者基礎年金 1 級受給の場合、収入が概ね 300 万円以下の世帯が対象となります。

(注2) 収入が概ね 600 万円以下の世帯が対象になります。

(注3) 入所施設利用者（20 歳以上）は、市町村民税課税世帯の場合「一般 2」となります。

表 1 に該当する方で、施設入所支援ご利用者は、補足給付がありますので食事の提供に係る費用が軽減されます。通所で生活介護のみのご利用者は、食事提供体制加算該当となり、食事の提供に係る費用が個別に軽減されます。